路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線
道路の区域
区　間　敷地の幅員　延長
士別市多寄町一〇九七番二〇から同市多寄町一六八六番一ま　二七・五〇～一二三・四九メートル　一・二七〇キロメートル
で
図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日　北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道二海郡八雲町内浦町二五二番二から同町内浦町二五二番一まで	前	四四・一六～四六・〇九メートル	〇・〇四六キロメートル
	後	四四・一六～五三・〇九メートル	〇・〇四六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日　北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十一号及び四百五十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道増毛郡増毛町暑寒町一丁目一九四番一地先から同町暑寒町一丁目一九三番一地先まで	前	二〇・二〇～二一・七〇メートル	〇・〇八二キロメートル
	後	二三・〇七～三〇・九一メートル	〇・〇八二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月十六日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十号	札幌市南区定山渓九番四から同市南区定山渓温泉東一丁目三二番まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百三十一号及び四百五十一号	北海道増毛郡増毛町別苅一一二番一地先から同町暑寒町一丁目一九三番一まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
三百三十六号	北海道幌泉郡えりも町字庶野七二四番一地内	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道幌泉郡えりも町字庶野七二四番一地内	〃
〃	北海道幌泉郡えりも町字庶野七二四番一地内	〃
〃	北海道幌泉郡えりも町字近浦七〇番二から同町字近浦一〇二九番二まで	〃

供用開始の期日　平成二十七年六月十六日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

六月十二日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

大気汚染防止法の一部を改正する法律

議案提出

六月十二日議員から提出した議案は次のとおりである。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案（古屋圭司外五名提出）

議案通知書受領

六月十二日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

質問書提出

六月十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自転車運転中のイヤホンの使用並びに補聴器がイヤホンと混同されることに関する質問主意書（初鹿明博提出）

答弁書受領

六月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員辻元清美提出安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柚木道義提出塩崎厚生労働大臣の「病院前の景色を変える」発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員丸山穂高提出中東呼吸器症候群（MERS）対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出オスプレイの安全性に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ビザなし交流択捉島に係る朝日新聞記事の事実関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ビザなし交流等に係る新聞報道等に関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

六月十二日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十六年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告

高齢社会対策基本法第八条第二項の規定に基づく「平成二十七年度高齢社会対策」についての文書

犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「平成二十六年度犯罪被害者等施策」に関する報告

行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく平成二十六年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告

土地基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十六年度土地に関する動向」に関する報告

土地基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十七年度土地に関する基本的施策」についての文書

又同日内閣を経由して公害等調整委員会委員長富越和厚から、次の報告書を受領した。

公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく平成二十六年度公害等調整委員会年次報告書

又同日内閣を経由して日本銀行総裁黒田東彦から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

参議院

議案提出

六月十二日議員から次の議案が提出された。

民法の一部を改正する法律案（小川敏夫外七名発議）（参第八号）

議案付託

六月十二日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案（閣法第五九号）　環境委員会に付託

議決通知

六月十二日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案